

教育委員会議事録

令和3年10月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和3年10月臨時会)

- 1 日 付 令和3年10月12日(火)
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子 教育委員 濱田 望
教育委員 武井 哲也
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之
教育部専任参事 萩原 明美 教育部参事兼教育総務課長 中込 紀美子
就学支援課長兼指導主事 小林 丈記 教育部参事兼教育支援課長兼指導主事 坂野 千幸
教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔 学び支援課長 山田 敦司
教育総務課施設係長 瀬戸 圭一 就学支援課主幹兼指導主事 町田 誠祐
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
日程第1 議案第36号 令和3年度末県費負担教職員人事異動方針について
日程第2 議案第38号 令和4年海老名市成人式について
日程第3 議案第37号 教育財産(今泉小学校増築校舎机・椅子及び管理用備品)の取得の申し出について
- 8 閉会時刻 午後3時10分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会10月臨時会を開会いたします。

本日は、傍聴希望はございません。

今会の署名委員は、平井委員、酒井委員に、それぞれよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 次に、議事日程の追加と順序の変更についてでございます。こちらは海老名市教育委員会会議規則第9条に規定がございます。「教育長が必要があると認めるときは、会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。」という趣旨でございます。本規定に基づきまして、日程第2、議案第38号、令和4年海老名市成人式についてを追加し、議案第37号を日程第3に繰り下げたいと思います。議事日程の追加と順序の変更につきましてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第38号を追加し、議案第37号を日程第3に繰り下げいたします。

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第36号、令和3年度末県費負担教職員人事異動方針についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。議案第36号、令和3年度末県費負担教職員人事異動方針についてでございます。

本件につきまして議決をいただきたいものでございます。

提案理由でございますが、令和3年度末県費負担教職員の人事異動に当たりまして、方針を定めたいためでございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。3ページが令和3年度末県費負担教職員人事異動方針についてでございます。1の概要でございます。神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」、1、適材を適所に配置すること、2、教職員の編成を刷新強化すること、3、全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。この3項目を基に、海老名市の「令和3年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したいものでございます。

令和3年度末県費負担教職員人事異動方針案については5ページ以降に添付させていただいております。詳細は就学支援課長からご説明申し上げます。

○就学支援課長 資料5ページをご覧ください。まず、海老名市方針でございます。全部で5点ございます。読み上げさせていただきます。

I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等から見て、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

以上が方針でございますが、裏面に、そのための実施上の留意事項がございます。こちらについても読み上げさせていただきたいと思っております。

II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事

方針「2」に限らず適正配置を行う。

- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。

採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。

- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。

- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。

- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。

- 7 小学校、中学校から県立学校（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱によるものとする。

特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。

- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。

- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。

- 10 勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続を行う。

- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

7 ページ目は教育部長より冒頭にて説明申し上げました神奈川県公立学校教職員人事異動方針、1 枚おめくりいただいて、9 ページ目には令和 3 年度末県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項がございますので、こちらについては後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 この後、校長に説明して、各学校で校長が教職員に周知して、もう11月には手続が始まります。そのため、今年度末に異動する教職員、次年度の体制をつくるためのものですが、その海老名市方針を決定していただきたいということです。

ご質問、ご意見等があればお出しただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○就学支援課長 1 点変更点がございます。海老名市方針の 1 番「学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、」の続きとして、昨年度は「年齢、経験、性別、同一校勤務年数等からみて、」と、「性別」という表記があったのですが、海老名市では「性別」という表記は今年度から外すことにいたしております。

○酒井委員 削除するということですね。

○就学支援課長 はい。

○伊藤教育長 人事異動方針が変わることはそんなにないのですが、これは昨年、海野元教育委員からご指摘をいただいたことを受けまして変更したものです。

○武井委員 「適正な配置を行う」というのは、その学校の校長先生が選別して、配置するというのが基本なのですか。

○就学支援課長 人事異動の適正な配置につきましては、事務手続上のことを説明させていただくと、まず、異動対象か、対象外か、異動希望があるか、ないかというところについて、学校長が教職員に対し、面接、指導を行います。そこで異動希望がある、もしくは異動対象というところについては、こちらで調査した結果を基に、適正な人事配置を進めてまいります。

○武井委員 この方針に当てはまる方が異動対象になるということですか。

○伊藤教育長 教員は、原則 3 年間は異動できません。3 年を過ぎたら、その人は自分で希望を出すことができます。その際、3 校まで異動希望学校を書けるのです。それに対して校長はどうかというと、まず、夏の段階で教育委員会事務局の担当と打合せをします。次は11月に書類が出てきてヒアリングして、最後、1 月にまた最終のヒアリングをするの

で、年度中に3回打合せをするのです。校長の意向や要望はそこで聞き入れてもらえるのですが、人事異動なので、そこはもう厳正に調整します。

私、教育委員会に来てから1回だけ、校長に異動者全員のカードを渡して、みんなで決めてと言ったのです。そうしたら、みんなお手上げになって、もういいよ、決めてください、と。要するに、違った観点から全体を動かさないと、自分たちの希望だけだとどうにもならない。そうすると、絶対にうまくいかないということが身にしみて分かったみたいで、それからは今のような形になりました。年度ごと3回、校長とは十分話をしているということでございます。

○酒井委員 実施上の留意事項の4番に「休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。」とあるのですが、ご本人が異動したいとご希望されたときはその対象者になるのですか。

○就学支援課長 基本的に、休業中の身分は学校に所属していますが、勤務実績がないというのが1つの理由です。もちろん育児休業が明けての異動という希望もあると思います。産休は取ります、育児休業は取らない、その間に勤務実績があれば異動することもできます。

ただ、年度をまたいでの育児休業や休職中、産休中の場合には異動の対象としないという通例がございます。

○酒井委員 それは、本人の希望があっても対象とはならないということですね。

○就学支援課長 はい。

○酒井委員 妊娠、出産に伴って異動させるというのは多分いろいろ問題も起こりかねないので、基本はそれで良いのかなと思うのですが、例えば職場の方たちと合わないとか、学校と合わないという理由で休職されていらっしゃる教職員の方も中にはいらっしゃるのではないかなと思うのです。そういった方も、この学校だと勤務が難しいですが、ほかの学校に異動させてあげられれば、また元のように働きやすい環境になったりとかする可能性もあるのではないかなと思うのですが、どうですか。

○伊藤教育長 職員の立場ではそういう希望があったりもするのですが、子どもたちの立場からすると、休職中の先生が異動して来て、担任がいない、それがいつ来るか分からない。そうやって考えると、最初の学校の体制をつくるときに、やっぱり子どもたちに迷惑がかかるかなという考えがあります。もちろんご回復なされたときに、その次または年度を見て、例えば2月ぐらいに復帰していただいて、その後の3月に人事異動ということは

できます。復帰する日が分かった方は大丈夫なのですが、分からない方。例えば産休中の人を異動させたら、異動先の子どもたちの担任は最初からいないわけではないですか。休みだと分かっているから。そうすると、子どもたちにとって途中からいきなり来てもらっても困るということを考えて、年度内は基本なしということです。

○酒井委員 そのほうが安心かもしれないですね。

○伊藤教育長 学校の体制として安心してもらえることが重要で、休職している方のご回復を我々も願うわけですが、人事異動という点で考えるとそういうやり方にはなってしまいます。

○酒井委員 分かりました。

○武井委員 「適材を適所に配置すること。」と書いてあるのですが、異動先が適性に合わない方もいると思うのです。その場合はいかがでしょうか。

○伊藤教育長 非常に難しいところです。ただ、適材適所となったとき、それぞれの教職員の特性というか、例えばこういう活動が得意だというのがあるので、そういう意味で、学校の中のバランスを取ったりすることはあると思います。ただ、子どもたちの側からいうと、いろいろな個性を持った先生がいたほうが教育上は良いので、そういう意味で様々な人がバランスが取れるように配置されています。あとは、その人の教職員としての適性がどうかというのはまた別の問題なので、そういう場合のときには、また少し違う方法でいろいろ調整したりすることはあります。

校長に要望を聞くと、例えば何歳ぐらいで、性別は男性で、こういう先生が良いとか、細かい希望があります。実を言うと、8年を過ぎたら、自分が希望しなくても完全に異動対象、10年中には確実に異動しなければいけなくて、10年を超えると神奈川県に何でこの人を異動させないかという理由書を出さないといけなくなります。なので、例えば来年度、うちはこの先生が異動するので、同じ役割を担える人を要望するのです。例えば校内研究をこれまでやってきた、学校での研究をずっとリードしてきた教員が来年度は異動せざるを得ないので、来年度、校内研究を中心になって進められる先生を配置してほしいとか、体育で長年運動会とかをずっと仕切ってきた先生が来年度異動になって今の体制ではどうにもならないので、どこかよその学校からそういう先生が欲しいとか、そういう様々な適材適所という形での希望があって、それに配慮しながら担当は人事異動を進めます。

○濱田委員 確認なのですが、昨年の方針とそんなに大きくは変わっていないのかなと思うのですが、教育界全体でG I G Aスクール構想という大きな波が来ていると思うので

す。教職員も、コンピューター、ICT関係のプロフェッショナルというか、教育に関わる部分、子どもたちに教える部分でぬきんでた方や、まだ努力が必要な方、かなり差が出ているのではないかと思うのですが、今回の方針の中には、そういうことを盛り込まなくても大丈夫なのですか。適材適所の中に入っているのかもしれませんが、GIGAスクール構想は非常に変化が速い教育内容だと思うので、そういうところのバランスとか、強弱の問題とか、あるいは海老名全体の教育のバランスを取るのだとかという配慮というのはこの方針に入れなくていいのかどうか。

○就学支援課長 もちろん、GIGAスクール構想については教育課題になっています。それと同様に、教育界における課題というのは、例えばいじめの問題、よりよい授業改善、授業研究、研修など多岐にわたっています。各学校の進めたい研究、特色ある学校づくりについては学校長としっかりヒアリングして、それに合わせた人材配置に努めていくようにはしております。

○伊藤教育長 教育支援課長、指導の立場でいうと、市内19校それぞれに学校ICTの活用をリードするような教員は現状配置されていますか。

○教育支援課長 現状配置しておりますし、異動に際してもその点は考慮されていると思います。

○伊藤教育長 あとは根本問題で、私も元教職員でございますが、教職員は法律によって、常に自分をリセット、新しくしなければいけない。要するに研修、研究することが定められているのです。だから、学校の先生たちは教員研修の計画を立てて、それを示さなければいけません。研修、研究を常に心がける、要するに修養しなければいけないという法律があるのは教職員だけで、他の公務員にはありません。だから、新しいものが入ったら、それを勉強して、身につけていかなければいけないというのも職務の範疇なのです。

○濱田委員 分かりました。

○平井委員 海老名市方針の4番に「小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。」とあるのですが、海老名の場合、管理職では校種間の異動があると思うのですが、一般教諭については今どのような状況にありますか。

○就学支援課長 中学校で通級指導教室を平成30年度に海西中に配置しています。もちろん中学校の教員を配置するのですが、小学校のこたばの教室やそだちの教室というところでノウハウを持っている教員もいますので、そういうところで小中一貫の配置をしていく

ケースがございます。もう1つは、直接中学校で指導するところには至っていないのですが、びなる一むです。そこはこれまで中学校籍の教員が進路指導を含めて対応していたという経緯があるのですが、今担当しているのは中学校免許を持っている、ずっと小学校で経験を積んできた教員を中学校に転籍、配置して、今、派遣されているような小中一貫教育も進めています。

これは有馬小中学校区でやっているのですが、中学校の教員が小学校で算数科の教科指導をという人事交流という形での小中一貫教育も進めています。海老名市で特徴的に見られる人事交流はそのようなところかなと思っています。

○平井委員 免許の関係があって、なかなか一般の中でというのは難しいかと思うのですが、できる範囲の中でやってきている成果か、以前ほど小中ギャップというのは言われなくなってきた気がします。今、いじめやいろいろな問題を抱えている中で両方知ることも必要だと思いますので、現状の中で許せる範囲内であれば、ぜひそこあたりは進めたいと思います。

もう1点、実施上の留意事項の中の5番目「特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。」とあるのですが、もし担任が希望すればあり得ることだと思うのですが、今、海老名の状況として特別支援学級担当者の希望者というのはどのような状況にあるのですか。

○就学支援課長 もちろん小学校、中学校の教員ですから、誰もが特別支援学級の指導を担当できないといけないとは認識しています。これは学校長がしっかり教員との面接、指導の中で対応するのですが、やはり、特別支援学級のお子さんにとっては大きな環境の変化がないほうが良いのです。そういう考え方の下、それでも人事刷新はしていかなければいけないので、校内で何年間かやった中で、教職員の配置を替えていくということもありますし、学校経営の中で特別支援学級でしっかり経験して、通常級でまた指導するような、個を見る、個に寄り添った指導を身につけるため、ある程度順番で何年間か、特別支援学級で経験していくようにしていくこともあります。その中で、希望がない、やりたくないという人に無理強いはしていないと認識しています。

もう1つ、課題なのですが、特別支援学級の担当は長年経験を積んで、ベテランと言われている方がいます。その方たちが抜けたときに、海老名市の特別支援学級の指導はどうなるかという課題がありますので、そこについては計画的に特別支援学校との人事交流を進めたり、特別支援学校からの人事交流を活用しながら特別支援教育、もっと言うとイン

クルーシブ教育の裾野を広げている。そういう対応をしているところでございます。

○平井委員 以前に比べると、特別支援学級の児童数、生徒数は相当数増えているかと思うのです。指導も多様になってきているので、年配の先生、経験のある人も必要だと思われ、新しい先生方にどんどん機会を与える必要もあると思います。そのあたりは学校によってではなくて、海老名市として働きかけていく必要がありますよね。やはり個々を見るという点では子どもの指導の基本だと思うのです。ですから、そういうところで1年、2年勉強していただいて、通常級に戻って、また学級経営の中で1人1人を見ていくということのを早いうちにさせてあげたほうが先生たちも楽かなと思いますので、ぜひそのあたりは学校でも考慮できるように、機会があったら校長にお話をさせていただけたら良いかなと思います。

○濱田委員 実施上の留意事項の8番目にあります県外受験者の把握とその結果についてなのですが、地方出身の方が神奈川県で採用されて海老名市勤務になって、例えば地元の採用試験を受ける方々の状況、参考に令和2年度末、何人ぐらい地元へお帰りになってしまったのか。もしお分かりになれば教えてください。

○就学支援課長 細かい数字は後でお伝えさせていただきますが、10人未満でございます。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 実は最近では神奈川県での採用が多くて、私みたいに地方から出てくる人は大分減ってきているのです。以前は地方が半分以上だったのですが。今は地方は地方で多く採用するようになったので、今は県内の出身者が比率から言うとかかなり多いです。だから、神奈川県教育委員会も、例えば前だったら地方で試験を行いましたが、今はやっていません。以前は出張して試験して、先生たちを集めないと充当できなかったのです。それでも、やはり県外から転居して採用された方には地元に戻りたいという意向もあるだろうから、海老名市としてそれを止めることは全然しないのですが、ちゃんと教えてくれないと次の年に何人足りないかが分からないので。早く教えてくれれば、例えば新採用数を何人希望しますという数に反映できるのです。せっかく育てたのに、出ていってしまうのは、惜しいのは惜しいのですが、その人の人生にとってそちらのほうがよりよいのなら、それで良いと思っています。昔みたいに多くないですが、それでも毎年何人かは戻っていくというのが実際です。

人事異動は実は数の操作で、過欠状況というのが根本にあるのですよ。例えば、来年度

だったら海老名市は校長先生が2人必要です。これは、来年度、定年で2人辞めることが分かっていますので。その次の年は5人必要で、更にその次の年も5人必要なのです。大変ですよ。だから、それに対して準備をして、順番に入れていくという形なので、過欠状況がない時、誰も辞めないときは、校長にとってもふさわしいという方がいらっしゃるんですけど、なれないことがあったりするのです。

あと、平井委員や私は経験しましたが、さっきの小中一貫教育に係る校種間異動に関連して、実を言うと中学校の先生が多過ぎたために、かなりの先生を小学校に替わってもらった時代もあるのです。いやが応でも人事交流をしないと、学級数に対して先生たちが過剰に増えているような状況がありました。でも、これからはその逆の場合も出てくるだろうと考えられます。

今、中学校の特別支援学級の担当の先生は恐らく美術の先生と音楽の先生が多いはずなのです。それはどういうことかということ、教育課程が変わって、週の指導時数が少なくなったために、美術の先生が学校に2人いられなくなってしまったのです。同様に、音楽の先生も学校に2人いられなくなった。では、その先生たちをどのように生かすかとなったときは、学校内でその先生方を生かすためには特別支援学級の担当。そこは教科の免許はもう関係ないので、そちらに異動してもらうしかないとか。だから、そういう様々な人事の過欠状況が人事異動の基本中の基本なので、まるでパズルを合わせるようなもので、担当の就学支援課長がそれをこれから頑張るはずですよ。人事異動はとても大変ですね。自分を生かして働くための人事異動で、その人の能力を十分に発揮させるためにどこで働いてもらえば良いのかというのがもう基本中の基本なので、そういう意味では本当に大変な仕事です。

ところで、今、えびな支援学校との交流は何人ですか。

○就学支援課長 今は小学校1名です。

○伊藤教育長 恐らく他市は今、交流はやっていないですよ。

○就学支援課長 はい。

○伊藤教育長 海老名市はえびな支援学校と交流しています。海老名市の教員がえびな支援学校に行って、基本は2年間でしたか。

○就学支援課長 基本2年です。

○伊藤教育長 2年間交流を行うということです。

○就学支援課長 今までは、免許がない場合は1年間の交流という原則があったのです。

が、それが免許がなくても2年間までは交流できるようになりました。特別支援学校については特別支援学校の免許がないと、子どもの指導ができなかったのですが、コロナ禍で認定講習が受けられないとか、様々な要因がありまして、そこがなかなか進まない中で、人事交流に行ってきた、1年で帰すというのもどうかということで、免許取得という方向が進んでいない状況もあったため、いましばらくは免許がなくても2年間の交流は実施していきますよ、ということになっています。

○伊藤教育長 文部科学省が、特別支援学校の教員は全員特別支援学校のみに関わる免許を保持した人たちしかやってはいけないということで、年次を切って何年までとしていたのですが、それが進まないのです。神奈川県は人事交流についてその条件を撤廃したので、来年から海老名市でも免許がなくても希望する人がいれば、えびな支援学校と交流して、2年間でまた戻ってきてもらって、それを自分たちでまた、海老名市内の公立学校の指導に生かしてもらいたいと思っていますので、その辺は県の方針として変わったところでは。

それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第36号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第36号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、先ほど追加した議案でございます。日程第2、議案第38号、令和4年海老名市成人式についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 追加議案書1ページをご覧くださいと思います。議案第38号、令和4年海老名市成人式についてでございます、令和4年海老名市成人式の日程、開催内容及び延期等の対応について決定したいため、議決を求めるものでございます。

資料3ページをご覧ください。令和4年海老名市成人式についてということで、開催日は令和4年1月10日(月祝)成人の日を予定しております。

会場は海老名市文化会館大ホール、対象者は平成13年4月2日から平成14年4月1日生

まれの方、対象者数は本年6月1日時点で1363名となります。ちなみに、前回の成人式の対象者は1,318人でしたので、今回は45名多いようなところでございます。

内容ですが、コロナ禍での開催になることが想定されるため、昨年度に引き続きまして、感染防止対策を講じた上で2部制での開催を予定しております。第1部については10時30分から11時15分、主に海老名中学校、柏ヶ谷中学校、今泉中学校卒業生、第2部につきましては午後、13時30分から14時15分ということで、主に有馬中学校、海西中学校、大谷中学校卒業生を予定しております。

式典につきましては、こちらの四角囲みの中において次第として提示させていただいております。

なお、このような形の2部制で行うことから、4番の来賓祝辞につきましてはビデオメッセージ等を考えているところでございます。

また、お楽しみイベントは現在実行委員会のメンバーで検討しております。

今回の成人式の実行委員は男女17名ということで、近年では非常に多い人数の実行委員が現在成人式の実施に向けて様々な検討を行っているところでございます。

なお、延期等の対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によりまして、予定どおり1月10日に挙行できなかった場合には、昨年度と同様に延期としますが、可能な限り年度内に挙行することによって、二十歳で成人式を迎えていただきたいと考えております。

説明につきましては以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたが、成人式についてでございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

去年は悪天の成人式でしたが、何人出席しましたか。

○学び支援課長 参加者は873名で、参加率は約66%でした。

○伊藤教育長 例年だとどれぐらいですか。

○学び支援課長 大体75%前後ぐらいです。

○伊藤教育長 それほど大きく減ったというわけではないのですね。でも、あれはあれで良い成人式でしたよね。

○濱田委員 総合体育館も広くて良いのではないかなと思いました。

1部、2部の対象者数はそれぞれどのくらいなのか。ほぼ半数ですか。

○学び支援課長 はい。ほぼ600名前後となっております。昨年度も同様で、同じくらい

の割合になっています。

○濱田委員 住民票がある人は全員対象なのでしょう。市内小中学校の卒業生以外でも。

○学び支援課長 現時点は、6月1日現在の対象者の数字ですが、案内状自体は12月現在の住民票のデータでお送りさせていただきたいと思っています。

○伊藤教育長 これは、例えば有馬中学校を出て、山梨県の学校に行っていて、山梨県に住民票を異動していても出られるのだよね。

○学び支援課長 ご参加いただけます。

○伊藤教育長 住民票でみているわけではないですよ。

○学び支援課長 案内状については住民票を基に出させていただくのですが、既に市外に転居されている方については、ホームページ等で日程などを掲載させていただいておりますので、当日、会場に来ていただければご参加いただけます。

○伊藤教育長 参加は可能なのですね。

○学び支援課長 はい。

○伊藤教育長 本当に同窓会みたいなものですから。

○酒井委員 今年は天気に恵まれると良いですね。

○伊藤教育長 大雪の日もありましたよね。

あとは、企画については実行委員で考えますので、コロナ対策も含めて、実行委員会と担当課で調整して、どんなことをやるかは決めていくと思いますので。去年のクラッカーは良かったなと思っているのですが、文化会館ではできないのでしょうか。

○学び支援課長 できないことはないと思います。

○酒井委員 問題なさそうならやりたいですね。

○伊藤教育長 実行委員って、今年は学校の先生に紹介してもらったのですか。

○学び支援課長 募集については先生にお願いして、ご紹介などもさせていただいております。

○伊藤教育長 推薦以外でも結構来たのですよね。

○学び支援課長 はい。

○武井委員 すごいですね。

○伊藤教育長 実行委員を集めるのに苦労した時期も以前はあったのですが、今の子どもたちはホームページに載せると結構応募してくるのです。

○酒井委員 何かやりたいなという気持ちの子が多いのではないですか。いろいろ制限さ

れている中で。

○武井委員 募集をかけて、この17人でもう埋まってしまうということですか。

○学び支援課長 募集の段階で10名から15名程度ということでご案内はしているのですが、結果として今回は17名いらっしゃいました。せっかくなので、そのまま実行委員として活動していただこうと思っております。

○武井委員 成人式の開会の告知は、広報とホームページ同時に出るのですか。それともタイムラグがありますか。

○伊藤教育長 告知はもうしたのでしょ。

○学び支援課長 はい。

○武井委員 去年、美容室の知人から、延期後の成人式が実施されるか分からず、自分たち話が来ないままホームページに開催の情報が出ていたという話を聞いたもので。でも、別に海老名市から着つけ専門店や美容室に個別には告知はしないですよ。

○学び支援課長 昨年については、延期が決定しましたら、すぐにホームページと情報機関に発信させていただきました。あわせて、私たち担当で着つけ等のお店を回らせていただいて、可能な限りご説明はさせていただいて、ご理解いただいたという経過がございます。

○伊藤教育長 去年はあの状態でいろいろお店を回った。

○武井委員 では、回り切れていないところでそういう話があったのかもしれないですね。

○伊藤教育長 ただ、実を言うと、教育委員会で決定する前にホームページで予告は出しています。ここで決定したら、今月末の定例記者会見で市長から正式に報道発表しますので。それと新聞で扱ってもらったりするような形にはなると思います。

○平井委員 去年は延期になって3月にやったのですが、あの大雨の中、今お話を聞くと800名くらいの方が来てくださって、やはり1つの区切りとして成人式というものは子どもたちにとっては大きいのだなと思いました。年度内に実施というのがすごく良かったです。3月までに何とかやってしまうのが、子どもたちにとっても1つの区切りになって良いと思うのです。だから、今年度も年度内にと書いてありますので、そこをぜひ実行していただきたいと思います。

来年は文化会館なのですが、体育館でやるのも良いなと思いました。成人の方たちが割と近くにいてくださるので。文化会館だとステージを通して遠目に見るだけですので、割

と近くなのが良かったのです。その代わり、事前の準備は本当に大変だろうなど改めて思いました。それでも、あのように身近な中で成人に接することができるのも、これまた、ふだんは味わえないものですよね。あと、教え子ではないですが、特別支援学級のお子さんたちが来て、お母さんと言葉を交わしたりとか、そういうこともできたので、今までとは違う成人式で、私たちとしても思い出に残る成人式になったかなと思いました。ぜひまた、今年度も予定どおりできるのが一番良いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊藤教育長 意見として承ります。

○酒井委員 また天候が悪いことも考えられますよね。天気が良いことが一番なのですが、もしも雨が降ったときに、文化会館だと外の広場しか行くところがなくて、結構皆さん濡れてしまうので、もし可能なら小ホール棟のほうまで全部借りておければ、濡れたりとかもしなくて良いのかなと思います。ただ、小ホールで催しなどがあると、そっちに成人が流れていったりとかしてご迷惑をかけてしまうかもしれないので、もし可能であったら、1階にあるホール、広めのお部屋とか、そういうところも押さえておかれたほうが、天気が悪かったときのことを考えると良いのかなと思いました。

○武井委員 実際着物を着ている方はレンタルしている方が多くて、今年実はうちも成人式だったので、うちは自前の着物で完全装備で濡れないように行ったのですが、レンタルの人たちは、濡れようが、汚れようが、全く関係なく歩いていました。今の時代、もしかしたらそれほど気を使わなくてもいいのかなと少し思っていました。

○酒井委員 レンタルで行くとそうなのですね。

○武井委員 そうなのです。みんな関係なく濡れていました。

○伊藤教育長 それでは、これについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問もないようですので、議案第38号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第38号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第2、議案第37号は令和3年第4回海老名市議会定例会

に上程する予定の案件でございます。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当することから、会議を非公開としたいと思えます。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第2について会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2を非公開といたします。

(非公開事件開始)

.....
(非公開事件終了)
.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会10月臨時会を閉会いたします。